

令和8年3月9日

お知らせ

課名	危機管理課
担当	難波・宮本
内線	2180・2183
直通	086-226-7946

東日本大震災発生十五年となる3月11日の対応について

東日本大震災の発災から十五年に当たる本年3月11日、本県では、この震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするため、次のとおり弔意を表することとしていますので、お知らせします。

記

- 1 本庁及び県民局、地域事務所において国旗・県旗を半旗掲揚とする。
※当日午前8時20分から本庁舎屋上で半旗を掲揚しますので、撮影等を希望する場合は3月10日(火)午後5時までに上記連絡先へ連絡をお願いします。
- 2 県職員に対して、地震発生時刻（午後2時46分）に、それぞれの場所において黙とうを捧げるよう協力を求める。
- 3 県ホームページにより、県民各位に対して黙とうを捧げるよう呼びかける。

<参考：国における対応>

- ・各府省においては、弔旗を掲揚するとともに、各公署、学校、会社その他一般においても同様の措置を採るよう協力を要望
- ・国民に対して、震災の発災時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう協力を要望